

総務常任委員会

平成17年2月18日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正	○嶋田 善行	西谷 剛周
森河 昌之	小野 隆雄	坂口 徹

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
総 務 課 長	西本 喜一	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
企画財政課長	藤原 伸宏	企画財政課参事	野口 英治
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
税 務 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	清水 修一
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘		

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 森河委員、小野委員

委員長 おはようございます。ただ今から総務常任委員会を開きたいと思
います。会議に先立ちまして町長のご挨拶をお受けいたします。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは本日の総務常任委員会の会議の署名委員に、森河委員、小
野委員をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配布しておりますレジメに従って、議事を進行
して参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 了 承 ）

委員長 それではまず初めに、継続審査事案であります（1）斑鳩町におけ
る歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、を議題
といたします。説明を求めます。

生涯学習 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関
課長 することについてご報告申し上げます。

まず最初に史跡藤ノ木古墳の整備に関しましてご報告申し上げます。
前回の整備検討委員会で持ち越しとなっております、石室の仕切り扉
の仕様や墳丘と石室入口の整備手法等について、他の整備事例等を調
査、研究中であり、次回の検討委員会を来月の開催に向けて現在調整
中であります。整備検討委員会については、17年度で検討委員会の
取りまとめを行い、その後整備基本設計書の作成にあたり、整備工事
については19年度の完成を目指して行って参りたいと考えておりま
す。また、墳丘南西部と宝積寺の確認を目的といたしました第6次調
査についての準備が整いました事から、文化庁より現状変更の許可が

おり次第、今月中に調査に着手する予定をいたしております。

2つ目に、史跡中宮寺跡の公有化についてでございますが、平成16年度分として予定をしておりました地権者8名中、7名につきましては全て手続きを完了いたしております。残り1件につきましては、現在手続きを進めているところでございますが、3月末日までには全て完了の予定でございます。

それから3番目のその他の文化財調査についてという事で報告申し上げます。まず、これまでの委員会でもご報告申し上げました法隆寺門前の東側広場整備に伴う発掘調査につきましては、これまでの調査区の一部を埋め戻し、若草伽藍跡の区画溝と考えられております遺構の解明を目的として、その東側の調査区を現在調査中であります。また、駒塚古墳の発掘につきましては、後円部頂上の宝篋印塔の現況調査を終えまして、2月4日に宝篋印塔の解体調査について報道発表を行い、7日から解体調査に着手いたしております。今後はこの調査を終了後、埋葬施設の解明に向け、墳丘の発掘調査を進めてまいりたいと考えております。

以上で、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査・整備保存に関することについての報告を終わります。よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

よろしいですか。

それでは、特にただ今の報告は順調に事が進んでいるという事の報告でありまして、特にご意見がございませんようですから、この問題につきましては報告を了として審議を終了いたしたいと思っておりますがよろしいですか。

(了 承)

委員長

それでは終わります。

次の議題に入りたいと思いますが、3月定例議会の付議予定議案の中で、総務委員会の所管にかかわる事項についてご説明をいただく事にいたしてまいりたいと思います。

特にレジメにありますように、①から④までの関係につきましては、報酬あるいは給与等に関するものでありますので、一括して取扱う事にしたいと思います。なお、各課報告事項の(1)にあります給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則について、も関連する事項でありますので一括して上程し、説明を受けるという事にしたいと思います。よろしいですか。

(了 承)

委員長

それではそのように取扱いをしていきたいと思いますので、付議予定議案の①から④までと、各課報告事項の(1)に記載してきております事柄についての説明を求めます。

総務課長

それでは、3月町議会定例会の付議予定議案といたしております①特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、②特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、③教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、④斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、合わせまして各課報告事項(1)給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則について、説明を申し上げたいと思います。

それでは、お手もとの資料、それぞれお配りいたしておりますが、まず、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、お手元の資料1でござ

いますので、そちらをご覧いただきたいと思います。資料1の2枚目に要旨を付けておりますので、そちらの方をまず朗読させていただきたいと思います。

(要旨朗読)

総務課長 以上が要旨でございます。それでは資料1の1枚目裏、「特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表」をご覧いただきたいと存じます。左側が改正後の条文、右側が改正前の条文となっております。

先ほど要旨によりご説明を申し上げましたが、この新旧対照表の右側、別表にございます、53番目の次世代育成支援行動計画策定協議会が廃されました事から、左側の欄の同じく53番目で、次世代育成支援地域協議会と区分欄を改めること。また、同様に右側の54番目の障害者福祉計画検討委員会が廃され、同じく左側の54番目で、障害者福祉計画推進協議会と区分欄が改めることといたしております。この名称の変更でございます。なお、金額、旅費の額等の変更はございません。

また、奈良県内への出張にかかります日当の廃止につきましては、この条例の対象となる区分欄に掲げられております議会議員様をはじめ、各種行政委員会の委員、附属機関の委員皆様の日当を支給しないこととするための改正でございます。この各種委員会の委員様とか所属機関の皆様の名称は省略しておりますが、別表1～55までそれぞれ、この条例ではその名称を網羅いたしております。新旧対照表では省略させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。この旅費日当の改正につきましてはでございますが、この条例の適用を受ける皆様方の従来の日当の支給につきましては、別表に規定いたします日当欄で1日につき3,000円が基本であります。しかし、奈良県内の一部の市町村への出張につきましては、今日まで日当の額を800円、あるいは支給しない地域を、この新旧対照表の右側の旧欄の方

にございますように、一番下に備考欄でその旨、特定地域とか、近隣市町村には支給をしない、という事を規定をいたしてきております。これをもって、今日まで非常勤の特別職の皆様方には旅費の日当を適用して参りました。具体的には、今日まで、特定地域といたしまして、桜井市等、括弧書きで書いておりますが、これ以外の市町村で奈良市、天理市、橿原市、大和高田市、香芝市、葛城市、磯城郡、北葛城郡の内広陵町への出張に係る日当は800円、それ以外の特定地域として括弧書きに除外規定がございますが、桜井市、五条市、御所市、添上郡、山辺郡、宇陀郡及び吉野郡、それと奈良県外への出張に係ります日当は、別表に規定いたしております3,000円がそれぞれ支給されてまいりました。

また、備考1のただし書きにございますように、生駒市、大和郡山市、生駒郡、上牧町、王寺町、河合町、いわゆる隣接市町村へ出張する場合の日当は支給をしないという旨規定されており、支給されておりました。またしかし、備考2では宿泊を伴います出張につきましては、県内のいずれへ行っても日当は3,000円を支給するという内容でございました。以上が現行までの内容でございますが、しかし、今回の改正案では、奈良県外への出張にかかる日当は、別表の規定どおり、1日あたり3,000円を支給いたしますが、奈良県内へ出張したときの日当は、宿泊をするしないにかかわらず、全て支給しないこととする改正でありまして、新旧対照表左側の備考欄を、「奈良県内の市町村へ出張する場合の日当は、別表の規定にかかわらず支給しない。」として、この条例の対象となります議員皆様方をはじめ、各種委員会の委員皆様方の出張について、その適用を図るものであります。また、改正の施行日は、平成17年4月1日といたしております。なお、この改正により当初予算ベースでの試算でございますが、減額となります金額は、約35万9,000円であります。

以上が①特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

総務課長

次に、②特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

お手元の資料2でございます。そちらをご覧いただきたいと思えます。資料2の2枚目に要旨を付けておりますのでご覧いただきたいと思えます。まず、要旨の朗読をさせていただきます。

(要旨朗読)

総務課長

以上が要旨の朗読でございますが、この改正につきましては、国の三位一体の改革の推進や町税収入の減少など、財政状況の厳しいなか、歳入歳出予算の均衡ある財政基盤の確立を行いますため、財政健全化に向けて平成17年度からその検討を行ってまいりますが、この財政健全化についての方針等が決まりますまでの間、すなわち当分の間は、まず平成17年度から人件費の抑制を行うことにより、支出を少しでも抑制し、現状での歳入歳出の均衡を図ろうとするものであり、また、財政状況が厳しくなるなか、住民の皆様にも、今後少なからず負担をお願いしていく事になるということから、まず、行政自らが内部努力を行っていくという考えであり、この財政健全化についての方針等が決まりますまでの間、暫定的に抑制を行いたいという事から、この条例の本則は改正せずに、付則において3役の給料月額を抑制を図ろうとするものであります。

また、特別職の退職手当につきましては、一部事務組合であります奈良県市町村職員退職手当組合から支給されることとなっており、毎月一定の負担金を負担しておりますが、一部事務組合におけます他市町村との均衡上、その基礎となります給料月額は、本則で定めている額、いわゆる減額前の額を算出基礎額としたい、という風に考えております。

また、旅費の日当につきましては、先ほどご説明申し上げました非常勤の特別職の日当支給の改正内容と同じであり、本条例の本則の別表の下備考欄の改正でありますので、よろしくお願い申し上げます。

何とぞ、皆様方の温かいご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、この改正の施行日は、平成17年4月1日といたしております。なお、この改正により、3役の減額となります金額は、1年間で約282万円となります。

以上で2つ目の説明を終らせていただきます。

総務課長 次に、③教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

お手元の資料でございますが、資料3で、その改正案を提出させていただいております。そちらの方をご覧いただきたいと思っております。改正の内容でございますが、要旨は2枚目に付けておりますが、その概要でございますが、3役の特別職の給料月額を抑制及び旅費の日当の支給にかかります改正内容と同様に、教育長の給料月額を5%抑制しようとする事、また、奈良県内の市町村へ出張する場合は、その日当を支給しないこととする内容であり、施行日は平成17年4月1日としております。また、改正の方法につきましても、3役の特別職の条例改正と同じく、付則にて改正を行おうとするものであります。

なお、要旨の朗読は省略させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。この改正により、教育長の減額となります金額は、1年間で約52万2,000円となります。

以上で3つ目の条例案のご説明を終わらせていただきます。

総務課長 次に、④斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

お手元の資料は4でございます。そちらをご覧いただきたいと存じます。この改正の要旨は2枚目の裏側に付けておりますが、その概要説明をさせていただきたいと存じます。この改正の内容は、一般職の職員についても、1つ目の議案と同様、非常勤の特別職及び常勤の特別職及び教育長と同様に、奈良県内の市町村へ出張する場合は、その

日当を支給しないこととする改正であります。施行日は、平成17年4月1日としております。

改正条文の説明でございます。それでは1枚目の裏にございます新旧対照表をご覧くださいと存じます。同じく右側が改正前の条文で、左側が改正後の条文でございます。

まず、第15条では、「別表第1」を「別表」に改めております。

次に、第16条では、特定地域の日当について規定をいたしておりますが、見だしを「特定地域の日当」から「奈良県内の日当」へ改め、第16条本文を、奈良県内の市町村への出張にかかる日当を支給しないとする内容に本文の全部改正をいたしており、そのため別表第2については、自動的に削除されることとなります。

また、第17条では、また、「別表第1」を「別表」というふうに改めております。

さらに、別表関係では、第16条の本文改正により別表第2がなくなったことから、「別表第1」の見出しを「別表」に改めるものであります。

なお、要旨の朗読は省略させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。また、この改正により、当初予算ベースでの試算ですが、一般職の職員の減額となります金額は、1年間で約142万円程度となります。

総務課長 次に、各課報告事項の(1)給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則についてであります。

資料の方は少し飛びまして資料9でございます。そちらをご覧くださいと存じます。それではご説明申し上げます。

この規則の改正趣旨につきましても、先ほどから、各人件費関係の条例の改正と同様でございます。その趣旨を申し上げてきたところでございます。財政の健全化に向けて、今後も全庁一丸となって取り組むことといたしており、この規則の改正の内容でございますが、一般職の職員のうち、管理又は監督の地位にある職員、いわゆる管理職

について、平成17年4月1日から管理職手当の支給割合を、当分の間減額しようとするもので、具体的には部長級の管理職手当の支給割合を13%から11%へ2%の減、課長級の管理職手当の支給割合を10%から9%へ1%の減、幼稚園の園長の管理職手当の支給月額を1万5,000円から1万3,500円、1,500円の減としてに引き下げ、それぞれ抑制しようとするものであり、施行日は先ほど申し上げましたように、4月1日からとしております。

なお、要旨は2枚目に付いておりますが、申し上げました内容でございますので要旨の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。また、この改正により、当初予算ベースでの試算ですが、一般職で管理職手当等の減額となります金額は、1年間で約150万円程度となります。

以上で、人件費関係のご説明を終わらせていただきます。皆様方におかれましては、何とぞ温かくご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見などあればお聞きします。

小野委員 色々ご苦労されているという事です。ちょっと教えておいてほしいんですが、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)という事。付則の中に4として特例という事で入れていただくという事なんですが、考え方として、これはこういう具合にして縮減を図るという事でいいと思うんですが、但書きの件なんですが、これは現在の報酬、そのままを使って今で町長520に変わったんですかね。今までずっと550だったんですかね、4年間ですから。それは4月から変わる。そこらの県の条例も下げておられるという事で、色々苦労されていく中で、先日の12月議会でも同僚議員が町長に、今度退職、改選ありますのでその事について触れて質問もしておりましたし、この但書きをこうして入れていかなければならない、この但書きをとった場合、どれ位の町長の退職手当、減に

なるのか試算された事はあるのかどうかという事、ないのだったらないで結構です。

総務課長 申し訳ございません。退職金の方は試算しておりません。

小野委員 いくらかの縮減というのか、それにはなるという事は当然ありますね。給与月額をという事で、元々10%という事によって何ヶ月間か減るから、それもこれをわざわざ但書きでここに書かなければいけないのかどうかという事もちょっとあるんです。あくまでもこちらの方の、退職手当等に関する条例というのは、あくまでも給与月額と書かれていますので、今回の10%、町長の分については10%の抑制、そういう事だから、何もここまで但書きを書いておく必要があるのかどうか、という事もあります。その点は。

総務部長 今回の改正につきましては、毎月の給与等の関係について抑制させていただこうという事で、まず考えております。そういった事で付則で書きました。但書きにそうして記載させていただいております。将来的には先ほど課長も申し上げましたように、財政健全化の関係についての計画がかたまりました段階についてはちゃんとした、例えば特報審の関係に諮問をかけていかなければならないし、そうした手続きを踏む中で、正式に全ての面についても見直しをするという事になるかと思えますけれども、現在のところにおきましては、そういった関係でまず毎月の給与の関係につきまして特別職におきまして、そういった事をさせていただくという事にさせていただいたわけでございますので、よろしく申し上げます。

小野委員 それと、幼稚園の園長手当、月額1万5,000円を1万3,500円という事は、幼稚園の園長は課長級なのか補佐級なのか部長級なのか、それらもちょっと整理できてないので教えていただきたいのと、それで、どういう計算から1万5,000円から1万3,500円、

1, 500円、10%ですね、そういう事になってくるのか教えて下さい。

総務課長 園長につきましては課長級でございます。その1, 500円減の根拠でございますが、管理職手当のうち、課長級は10%から9%へ、すなわち率でしたら1%ですけれども、改正率は10分の1で10%となります。管理職手当、実際支給しますと、額で言いますと10%のカットになってくるという事から、この園長手当も10%の1, 500円をカット、減額したという事です。

委員長 他にございませんか。

私の方からお聞きしておきたいと思いますが、当分の間という表現をされていて、財政の健全化までという風に言うんですが、財政の健全化を、健全であるという判断するのはいつになるのか、という風に思うんです。だからこれはおそらく例えば、合併の是非を問う説明会の時に示されている財政シュミレーションから見ても、財政の健全化というのは一体どこになるのかなという風に思うんです。当分の間という表現を入れている事について、そしてその理由というのは財政健全化にしている。一体財政健全化というのはどういう状態の事で判断するのか、という事について聞かせてほしいというのが1つ思うんです。これは、一体何のために当分の間という関係を入れるのかという事の疑問からそういういったものが出てくるんですけど、それを聞かせてほしいという事。

それから特別職などの減額についても出ているんですけども、報酬審議会との関係について、今後どう見るのか。報酬審議会そのものが形骸化をしていくという事、一時的に証明するようなものになるのではないか、という風に思うんです。そういう事について一体今後どう考えていくのかという事。

それから先ほどお話にもありましたように、それぞれの三役、四役の関係の時も退職手当のところ、但書きが付与されている。先ほど

も指摘がありましたけれども、この事が真に財源の縮減を諮っている、節減していこうとする事の意味の表れであるのかどうか、という事に関しては私は疑問だという風に思うんです。そういう意味で今回の手立てというものが真に財政健全化を目指した人件費の削減という事になっていくのかどうか、という事を意図しているのかというと、必ずしもでない。ところがとりあえずそうして、今後1年間かかってやってみる、あとにも出てくると思うんですけれども、そういう前提が一つも説明されていないという風に思うんですね。極めて手前勝手な、という言葉は正しくないのかも分かりませんが、そう印象づけてしまうという風に思うんです。

それから、更に先ほども質問がありましたように、園長という関係については、幼稚園の園長の関係というのは学校長、小学校長が兼務をしていると思うんです。兼任をしている関係でむしろこの園長の関係は独立されたらどうなんですか、その事の方が幼稚園の先生方については張り合いが出てきたりなんかするのではないですか。ところが小学校長が兼務をしているという事について一体どうなのか、という事が今日まで議論がありましたけれども、今回この減額という事によって、この小学校長が兼務をしていますから、その減額という事になるだけという風に思うんです。そういう関係について本当に行政効率化の実効性を高めるという事になるのかどうか、という部分の観点から見ますと、いささか問題があるというような感じもする。それと、今一つはそれぞれの旅費の関係について分からないわけではないが、減額措置をしている関係について、基準というものをどこに置いたのか。何を査定の根拠にしたのかという事について、考え方を一応示してほしいと思います。これは、見解だけ聞かせてもらったらけっこうなんです。具体的な関係については3月議会の一般質問なり、その審議の際にお聞きをしていく事になろうかと思えます。とりあえずは理事者側の考え方だけ聞かせておいてほしいと思うんです。

総務部長 | 当分の間の考え方でございますけれども、後ほど財政健全化計画の

関係について出て参りますけれども、そういった、健全化計画の中で住民の方を入れた中で、一定の健全化についてのとりまとめをしたいと。その取りまとめができた段階におきまして担当常任委員会にも相談させてもらう中で、そういった手続きを追って実施して参りたいと考えております。そういった中で固まりました時点におきましての、それまでの間という事で、当分の間という事で定めさせていただいております。他の町村におきましては1年、2年、3年というような期間で定めているところもありますけれども、当町におきましてはその表現については当分の間という事でさせていただきたいと思っております。

そういった事で特別職の報酬等審議会の関係でございますけれども、固まりました段階におきまして、正式に先ほどちょっと触れましたけれども、審議会にも諮問をしながら答申をいただいて、それを踏まえて条例等の改正も正式に本則の中でやっていきたいというような事で考えているところでございます。退職手当の但書きの関係につきましても、委員長がおっしゃるような事も当然そういう事もあるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、当分の間は給与月額のみについて減額を、抑制をしたいという事の当分の間させていただくという事の考えでなっておりますので、そういった事でさせていただいたわけでございます。それと園長手当の関係につきましても、先ほど申し上げましたように、園長手当につきましても学校の校長先生が兼務していただいているところでございますけれども、そうした中で課長級としての相当する給与割合、率ではなく額で1万5,000円を支給していたわけでございますけれども、その額を課長職と同様な割合で抑制させていただくという事で、同じように1万5,000円から1万3,500円にさせていただくものでございます。減額をしております基準というのは、特に基準というものはございませんけれども、とりあえず今後、財政健全化をしていくにつきましても住民の方にも相当の負担を強いていかなければならない事も考えられます。そうした中で、住民の方の理解と協力を得やすいようにする為にも、自ら全庁一丸となって、そういった方向で進めていこうという事

の表現の方法といたしますか、そういった方法でさせていただくという
ものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

当分の間の財政健全化の関係ですけれども、これは今の説明では、
その他報告の関係、斑鳩町の財政健全化の一つの目途がありまして、
この関係は、3番目の関係でちょっと見ますと、斑鳩町財政健全化の
関係について、委員会を設置する、委員会の設置条例になってるわけ
ですね。委員会は設置をして、一定の結論を出した、その経過を当分
の間の最終と考えるのか、あるいはそれを具体化していく状態の中で
財政は健全化されたという時点をとらまえるという事になるのか、そ
の辺が不明確だと思うんですよね、今の説明でも極めて歯切れの悪い、
どうとっていいのか分からない説明に留まっているという風に思うの
で、その辺も明らかではないような気がするんですが、全体として経
費の節約化を目指していこうという精神とか気持ちは、私は結構だど
思うんです。その事に異論はない。具体的な手立ての関係になってく
ると、どうにもざるで水の汲み上げのような形で、格好だけつけてい
るという印象を受けるんですけど、それは私の印象の関係ですから、
それは先ほどの答弁で結構ですけれども、改めて3月議会で色々お聞
きする事になると思うんですけど、次には我々にも関係する事なんで
すけれども、こうした減額措置をお考えになっていて、議会に対して、
あるいは議員ですね、その事などについて直接的に言えない事かも分
かりません。それは、議会は議会として、という事なのかも分かりま
せんけれども、報酬審議会との関係があるわけですから、報酬審議会
の関係はご承知のように、常勤、非常勤を問わずにあるわけです。そ
ういう面について一つの期待感として議会の関係の報酬等のあり方につ
いても期待をしている向き、あるいは理事者側と同じように減額とい
う風な関係を組み込んでほしいというような期待感をもっているの
かどうか、その辺言えるか言えないか分かりませんが、どんな
感じでしょうか。

町 長

委員長おっしゃっていただきましたように、この関係等については、昨年の12月16日の市町村合併調査研究特別委員会等でも議員さんの中からやっぱり議会もそういう関係等について、できるだけ経費の節約をするというご意見もございましたように、議会の中でそういう事も取りまとめをいただいて、我々としてはそれを真摯に受け止めながらお互いに理事者側、あるいはまた議会と共に歩いていくというのが理想なのではないか、と考えておりますし、私の方からあえて、委員長おっしゃっていただいているように、どうせい、こうせい、という事はなかなか言えませんし、そこは議員の皆様方のお考えひとすで、我々としては共に斑鳩町の財政を考える事で考えていかなければならないと思っています。

委員長

他に委員の皆様からございましたらお聞きします。

特にございませんか。特にあるけれども今日は遠慮しておくという事かと思うんですけれども、それではこれらの議案が3月議会で付議予定議案として考えられているという事を理解したという事にとどめておきたいと思うんですが、よろしいですか。

(了 承)

委員長

それでは、そういう事でこの事案については終っておきたいと思えます。

次に、⑤平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。説明を求めます。

企画財政
課長

それでは、3月議会に提案を予定しております平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。資料5によりご説明させていただきます。

まず、表の歳入からご説明をさせていただきます。まず、表の一番下でございますけれども、右側の補正前の額でございます。既定の予

算の総額93億2,851万3,000円に歳入歳出それぞれ9,080万円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ94億1,931万3,000円とするものであります。

その主な補正の内容でございますけれども、まず第10款地方交付税でございます。普通交付税の追加交付が決定されましたことから、810万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款分担金及び負担金では、高安農道等の土地改良事業費の減額補正を行っております。それに伴いましてその分担金で820万2,000円を減額するものであります。

次に、第14款国庫支出金でございます。まず民生費国庫負担金につきましては、保育所運営費負担金について、広域入所に係る園児数の増に伴いまして委託料を増額いたしましたことから、その国庫負担金229万9,000円を増額補正するものでございます。また、障害者更生施設等支援費負担金につきましては、知的障害者更生施設等の支援費が減額となりますことから、その国庫負担金792万2,000円を減額するものでございます。また、保険基盤安定負担金につきましては、交付決定がされましたことから644万7,000円を減額するものでございます。次の、土木費国庫補助金、NTT無利子償還時補助金についてでございますが、これにつきましては平成13年度において、町営住宅目安北団地建設に際しまして、国庫補助金に替わりまして、特定資金公共投資事業債、いわゆるNTT無利子貸付金の受入れをしておりましたけれども、今般国の補正予算が成立いたしまして、償還に充てられる補助金、つまり償還時補助金が全額措置されることになりました。そういった事から1億1,865万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第15款県支出金では、民生費県負担金で、広域入所に係る委託料の増により、保育所運営費負担金114万9,000円を増額。また、知的障害者更生施設等支援費の減によりまして、障害者更生施設等支援費負担金396万1,000円を減額するものであります。保険基盤安定負担金につきましては、交付決定を受けましたことから

322万3,000円を減額するものでございます。次の農林水産業費県補助金につきましては、高安水路整備事業につきまして県単独土地改良事業事業費補助金の追加交付を受けられることとなりましたことから、129万円の増額をお願いするものでございます。総務費県委託金の参議院議員選挙費委託金につきましては、交付額が確定いたしました事から140万円の減額をするものでございます。

次に、第16款財産収入でございます。これにつきましては、財政調整基金等の各基金の利子が確定をいたしましたので70万6,000円の増額補正をするものでございます。

次に、第17款寄附金でございます。まず1つは、文化振興にといたいただきました寄附金50万円、また昨年12月に実施いたしました若草伽藍跡現地説明会において藤ノ木古墳の整備にと募金いただきました2万1,000円を受入れするものでございます。

次に、第20款諸収入ですが、町立保育所に受入れをしております園児数の増加にともない、その受託事業収入といたしまして510万5,000円を増額するものであります。また、土地改良施設維持管理適正化事業費交付金につきましては、交付額を減額して決定されたことから、360万円を減額するものでございます。市町村振興宝くじ交付金につきましても、交付額が決定をされましたことから13万2,000円を増額したものであります。

続きまして裏面をご覧いただきたいと思います。歳出予算の補正についてご説明申し上げます。

第2款総務費では、まず一般管理費でございます。今年度末の退職予定者7名分につきまして退職手当組合への特別負担金2,933万2,000円の増額補正をお願いするものであります。住民投票の執行につきましては、その不用額107万6,000円を減額するものでございます。財産管理費では、財政調整基金等の利子分をそれぞれ積立てるため、57万3,000円を増額するものでございます。企画費につきましては、歳入でご説明いたしました寄附金50万円を文化振興基金に積立てるものでございます。参議院議員通常選挙費につ

きましては、選挙執行経費の確定によりまして139万1,000円を減額するものでございます。

次に、第3款民生費でございます。社会福祉総務費で、額が確定いたしました国保財政安定化支援事業繰出金121万6,000円につきまして減額するものです。老人福祉費では、老人保健特別会計において、医療給付費等が増額となりますことから、老人保健特別会計繰出金531万7,000円の増額をお願いするものであります。次の国民健康保険医療助成費につきましては、保険基盤安定に係る国、県負担金がそれぞれ決定いたしましたことから、その繰出金1,289万2,000円を減額するものでございます。次の障害福祉費では、まず、精神障害者小規模作業所の負担金につきまして、当初通所予定の方が入所されなかったことが一点。また新設の作業所の開所が遅れましたことにより、負担金204万3,000円を減額いたします。また次の、知的障害者更生施設等支援費につきましては、利用者負担金の算定方法の見直しをされたことによりまして、利用者負担金が増加し、町からの負担が減少したこと。また、支援費の基準額が改定され引き下げが行われたこと。また、当初入所予定の方が入所をとりやめられたこと。また、施設退所者があったことなどにより扶助費1,584万9,000円の減額をするものでございます。保育園費につきましては、他市町村保育所への入所者が増加いたしましたことからその委託料462万1,000円を増額するものでございます。

続きまして第4款衛生費でございます。感染症予防費では、それぞれ接種者が当初見込みを上回りましたことから、日本脳炎予防接種で31万2,000円、風しん予防接種で20万6,000円の増額をお願いするものでございます。老人保健事業費につきましても、それぞれ受診者が当初見込みを上回りますことから、基本健康診査で411万円、前立腺がん検診で25万3,000円の増額をお願いするものでございます。次の火葬場費でございます。周辺対策といたしまして実施いたします三井水路に係る事業費が減額となりましたことから、その補償費150万円を減額するものでございます。塵芥処理費では、

高安農道等の事業費の減額により補償費717万5,000円の減額をするものであります。

次の第5款農林水産業費でございます。土地改良事業費で、高安農道整備事業につきまして、地権者の用地協力が受ける事が大変困難なことから事業費2,416万6,000円を減額するものであります。また、土地改良施設維持適正化事業につきましては、その交付金が減額されることとなりましたことから、事業量を縮小いたしまして399万6,000円の減額をするものであります。

次に、第6款商工費では、斑鳩の里ふるさと秋祭りが雨天中止となりましたことから、その不用額175万9,000円の減額補正を行うものでございます。

次に、第9款教育費では、文化財保存費でございますが、ご寄附をいただきました募金2万1,000円と利子5,000円を合わせまして藤ノ木古墳整備基金に積立てるものであります。

次に、第11款公債費でございますが、歳入のところでご説明申し上げましたように、NTT無利子債が全額繰上償還されることとなりましたことから1億1,865万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款の予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源といたしまして3万8,000円を予備費から充てることといたしております。

続きまして下の繰越明許費の補正につきましてご説明申し上げます。まず、土木費、道路橋りょう費でございますが、未登記道路整理事業につきまして、現在、民境界の整理等に更に地元の調整を要しますこと、また、抵当権者が不存在となっているものにつきまして裁判所の手続を必要となつてまいりました。その手続きをしなければならぬという事から年度内に完了する見込みがたたないという事でございまして、350万2,000円の繰越しをお願いするものであります。次に、土木費、都市計画費の法隆寺線整備事業につきましては、龍田南1丁目の地権者の方との用地交渉がまとまり、この1月に契約を終

えたところでございます。ただ、今後この家屋の移転をされますことから、完了が平成17年度中になるという事でございます、2,290万円の繰越しをお願いするものでございます。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、駅舎の意匠・デザイン等について担当委員会におきましてもご協議いただいたところではありますが、その後、詳細設計に着手いたしましたことから、一部事業繰越が必要となりましたので、2億8,866万円の繰越しをお願いするものでございます。

次に債務負担行為の補正についてご説明させていただきます。まず、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金につきましては、これまで財源といたします起債の協議を県市町村課と行ってまいりました。その中で、2面2線化に係る配線変更工事の事業費につきましては、これに起債を充当するためには、経費区分を別けて明確にすることが必要であるとの回答をいただきましたので、改めて配線変更工事補償金として4億4,493万円を別立てにするものでございます。従いまして、駅舎橋上化工事負担金につきましては、配線変更工事補償金を除くいたしますと共に、JRが負担いたします9,956万4,000円につきまして、これもJRと協議いたしました結果、町負担と差引きしたものをJRにお支払いするという事でまとまりましたので、この9,956万4,000円につきましても減額をいたしまして、限度額を9億2,572万4,000円とするものでございます。

以上簡単ではございますが、3月議会に提出を予定しております平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてのご説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

委員長 補正予算についての説明が終わりました。質疑ご意見があったらお受けします。

小野委員 繰越明許費の補正で都市計画費、法隆寺線整備事業のところ、龍田南1丁目と言われたように思うんですが、法隆寺線は龍田南2丁目

だと思っんですが、その点どうなんですか。1丁目の所有者の所だと思っんだけど。1丁目と言われたのか2丁目と言われたのか。

企画財政
課長 1丁目と申し上げました。

小野委員 それを調べてもらった方がいいと思います。それだけです。たぶん2丁目だと思っんですが、担当課へ聞いておいて下さい。それだけです。

企画財政
課長 調べましてご報告させていただきたいと思っます。

委員長 他にございませんか。

それでは平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)については、説明を受けたという事で終わっておきたいと思っます。

次に、⑥、⑦、⑧の関係につきましては、五条市と西吉野村と大塔村の合併に伴う組織数の変更あるいは規約の変更等に伴うものでありますので、一括して審議をしたいと思っますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、一括して審議する事にいたします。説明を求めます。

総務課長 それでは、3月議会定例会付議予定議案、⑥、⑦、⑧でございません。

奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございません。お手元の方には資料6、7、8番として、それぞれ3

つの資料を提出させていただいておりますが、まとめてご説明を申し上げます。

この3つの条例改正議案につきましては、地方自治法第7条第1項の規定により平成17年9月25日から、先ほど委員長も申されましたが、吉野郡西吉野村及び大塔村が五条市に編入されることになり、平成17年9月24日をもって、西吉野村及び大塔村が廃されることから、この3つの一部事務組合の関係規約等につきまして、一定の事務手続きを行うものでございます。その内容につきましては、簡単に申し上げますとこの3つの一部事務組合におきまして、その組合を組織する地方公共団体の数が、先ほど申し上げました西吉野村と大塔村が2つが廃止となり、組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、並びに、この編入によりまして奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び奈良県市町村職員退職手当組合当組合の方におきましては、組合規約の中で、その組合を組織する地方公共団体を掲げている別表第1及び別表第2において西吉野村及び大塔村の名称を削除する改正も行うことから、それぞれの組合における規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めていくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。議員皆様方におかれましては、何とぞ温かくご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりました。質問がございましたらお受けします。

(質疑なし)

委員長 ございませんか。

この関係については、説明を受け了承したという事で終わっておきたいと思います。午前10時25分まで休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時24分 再開)

委員長

再開します。

引き続きましてご審議をいただく事にしますが、各課報告に入りたいと思います。各課報告の(1)につきましては、先ほど合わせてご説明いただいておりますので、(2)斑鳩町資金管理並びに運用基準の一部改正について、報告を求めることにいたします。

収入役

それでは斑鳩町資金管理並びに運用基準の一部改正について、ご説明をいたします。この基準の一部改正については、本年4月1日から今日まで凍結されてきました普通預金もペイオフの対象とされることとなり、ペイオフが全面解禁となりますことから、これに対応するため基準の見直しを行ったものであります。お手元の資料10をご覧くださいと思います。改正後の基準が1枚目、2枚目にございます。3枚目に改正文と新旧対照表を添付いたしております。3枚目をご覧くださいと思います。今回、改正を行っております内容としては3点あります。まず1点目は第3第2項の改正であります。今日まで歳計現金につきましては、普通預金で管理をしてきましたが、ペイオフの対象とされる事となったことから、17年4月1日以降も全額保護の対象となる決済用預金に移行することといたしました。当町の指定金融機関であります南都銀行は既に本年1月からこのペイオフに対応した決済用預金の導入をいたしております。歳計現金の口座といたしましては、大字龍田財産区特別会計にかかるものが単独であり、これ以外の各会計のものを一つの口座で管理をいたしており、これら2口座を決済用預金に移行することといたしております。なお、水道事業会計についても同様の措置をとることとされております。

次に今日までペイオフ対策として町内の収納代理金融機関にも普通預金を活用して、基金の一部の預入れを行ってきたところですが、17年3月31日までの期間を限定としての取扱いであったことから、

この規定を廃止することといたしました。

次にペイオフ全面解禁後も元金1,000万円とその利息については全額保護の対象となることから、収納代理金融機関1行について、1,000万円を限度に預入れを行う場合には相殺制度の活用がない場合にも預入れが可能とする規定を新たに設けさせていただきました。この2点の改正が基準の第5第7項の改正でございます。資料の4枚目以降はペイオフについての簡単な説明等を添付いたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。以上が今回の改正についての説明ですが、この改正をもってペイオフ対策としては完了するものと考えていますので、よろしく願いをいたします。以上です。

委員長 説明が終わりました。質疑があればお受けします。

小野委員 勉強不足で申し訳ないけど、収納代理金融機関というのは、まず何行あって、どのようにしてそれを決めておられるのか教えて欲しいんですけど。

収入役 詳しい数はちょっと今、覚えておりませんが、12、13行あったと思います。収納代理金融機関については、この斑鳩町周辺に支店を有する金融機関で、当該金融機関から収納代理金融機関として申出があった機関、金融機関についてそれぞれそうした取扱いをしているところでございます。

委員長 他にございませんか。

なければ、この措置を了として、斑鳩町資金管理並びに運用基準を改めるという内容のものでありますが、よろしいですか。

(了 承)

委員長 それでは、この関係につきましては了承したという事で終わりたいと

思います。

委員長 次に（３）斑鳩町財政健全化についてを議題といたします。報告を求めます。

企画財政課長 ご承知のように、現在の斑鳩町の財政状況につきましては、国の三位一体の改革や町税収入が減少するなど、非常に厳しい状況下にあります。このような状況下でありまして、これまでも申し上げてまいりましたように、必要な事業を推進していくためには、歳入歳出全般にわたる抜本的な見直しを行い、歳入規模に見合った財政構造への転換、すなわち支出を抑制し、収入額に見合った支出額とすること。そして更には弾力的で安定した行財政基盤を確立することが重要でございまして、特に財政健全化に向けて、全庁一丸となって行財政改革の推進を図らなければならないという風に考えているところでございます。

そのようなことから、まず、平成１７年度から先ほどからご説明をさせていただいておりますように、報酬、職員手当などの抑制を行うことといたしましたけれども、財政健全化を一層推進するため、斑鳩町財政健全化検討住民会議を設置し、ご検討いただきたいと考えているところでございます。これにつきましては、資料１１をご覧くださいと思います。

まず、住民会議の設置の目的でございしますが、「斑鳩町財政の健全化を図るため、今後の財政運営の方向性と個別事業のあり方や改善方策、行政と住民の果たすべき役割のあり方について、提言を行うことを目的として、斑鳩町財政健全化検討住民会議を設置」するものでございます。

会議の所掌する事務につきましては、財政運営における問題点の分析、課題解消に向けた財政運営の基本方針の検討、２番目としまして町が実施する各種事業、施策にかかる方向性の検討、３番目には、住民と行政の役割分担等につきましてもご検討いただき、その他財政健

全化にかかる必要事項についても検討いただきたいと考えているところでございます。

この会議の委員につきましては、9人以内という事を考えておりました。委員は学識経験者及び住民代表から町長が委嘱をすることといたしております。なお、委員の任期につきましては、1年としております。

この委員の構成でございますが、一番下の2. としまして、4つの視点から委員構成を考えております。1として行政改革大綱との整合ということで、既に第3次行政改革を実施しているところでございまして、これとの整合性を図るため、行政改革推進委員会から正副委員長と住民から公募いたしました委員の4名をあてたいと考えております。また、民間経営の視点からもご検討いただきたいと思っておりますので、民間企業の代表者など、企業経営に携わっておられる方、そして更には財政に詳しい専門的知識を有する方から、この②と③から3名を選ばせていただきたいと考えております。更に、住民と行政の協働という視点・観点から、委員を公募いたしまして2名を委員としたいと考えております。

なお、ご提言をいただきました検討結果につきましては、平成18年度の予算編成にも反映させたいと考えており、8月の総務常任委員会にご報告できればと考えているところでございます。そういうことで、できるだけ早い時期に会議を設置いたしたく考えておりました。できれば、4月号広報により委員募集をしたいと考えているところでございますので、どうかよろしく願い申し上げます。以上簡単ではございますが検討住民会議設置のご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。質疑があればお受けします。

西谷委員 住民と行政の協働という事で、住民から公募という事を言われたんですが、2名という事の中で公募があつて、定数オーバーした場合にどういう形で選考されるんですか。選考基準を説明して下さい。

企画財政課長 会議の公募は2名でございますけれども、実質的には、行政改革推進委員会の委員さんの公募も含んでおりますので、実質的には4名となっております。それと、公募の方法、応募者が多数の場合はどのように、という事ですけれども、これまで抽選により選ばせていただいているところでございます。

小野委員 全くの抽選、という事で公募している委員さんの中で、小論文とまではいかないけれども、色々なその委員に、という事で文章をいただいている、政治倫理審査会かどちらかだと思うんですが、公募している中で。そういう事は考えておられるのか、全くの公募者がどういう考えで、ある程度の事を掴むという事は、そういう方法は考えていないのか。何も文章提出とかそういうのはないんですか、今のところ何も考えておられないのか。

企画財政課長 政倫審の場合につきましては、非常に重要な、これも重要でございますけれども、いわゆる政倫審の場合は対象となった委員さん、そういった方の重要な判断をするという事から、そういった選任の仕方をしているという事でございます。ただ、この住民検討会議につきましては、できるだけ住民の闊達な意見を申し述べていただきたいと考えておまして、特にそこまでの選定の仕方というのは現在考えておりません。

委員長 他にございませんか。

私の方からちょっとお聞きしたいんですけれども、結局はこの資料を読んだら財政健全化の検討会議の設置という事を出されているんですけれども、今日まで色々この関係については議論を出されてきて、行政内部において推進本部とか推進委員会とかいろんな事があるんですけれども、結局こういう事をするにしても、奥の奥を重ねるような格好になって、効果というものがどの程度期待できるのかなという事

について、ある意味、疑問に思うんですよね。例えばこの住民会議で検討する項目というのはここで4項目書かれているんですけども、極めて漠然としていると思うんですよね。この項目の中で皆さんが行政をしていく上において、こういう事について検討すべきであるとかどうかという関係について、身を削る問題であったとしても、結果を求めるといような関係もあろうかという風に思うんですけども、そういう面について、具体的に委員会に提起をするという考え方を持っているのかどうか。提起をする考え方を持っているとするならどんな事を提起しようとしているのか、この検討委員会で協議してもらおうと思うのか、という事を具体的にやっぱり提示しないと、失礼な言い方か分かりませんが、委員会の関係で斑鳩町の行政によほど精通していなければ、こういうものを出すべきである、という関係について言えないと私は思うし、そしてやっぱりいろんな面で行き当たるのは、民間の手法云々と言いますけれども、会計手法が全く違うという事ですね、主として。だからそういう面についてどう整合性を図るかという事について、よほど知識をもっていないと委員にしても難しさが出てくるという事もあると思いますし、ですから私はこの所掌事務の、どういう検討をしてもらおうかという事について、もう少し具体的に、例えばいろんな指摘をするのかどうか。各種の負担金の関係などもありますけれども、そういう事について、メスを入れてもらうのか、あるいはいわゆるこれからどんどん増えていくという事になりますけれども、社会福祉関係についてどうあるべきか、という事について、専門的な事にメスを入れてもらう、という関係。例えばこの人件費の抑制の関係につきましても、今回またやれる事からという事で提起されていますけれども、更にメスを入れるべき内容のものというのは、どういう事がメスを入れるべきなのか、検討すべきなのか、課題として考えているとかいう事を提起する事にしているのかどうか、そういう事によってより具体化したものになってくるのではないかなと思うんですけども、そうでない限り、この説明言われてますように8月頃の総務常任委員会で結論を報告してという事は、あと5ヶ月

ほどの間ですね、早急にやるよと。そうすると、1月に一回ずつやる会議を開いてもらうにしても、極めて限定されてしまうという風に思うんです。本当に実のあるものが期待できるのかどうか。そして18年度これをしていくと言うんですけれども、そういう事になるのかどうか。今の考え方でいきますと、検討委員会というのは8月まで設置するという関係になって、その後も継続するのかどうかというのは明らかではないんですよね。そういう事については、とりあえず18年度はこういう事をやりなさい、という事で検討委員会なり、さらに残されている問題については、検討は引き続きして、次の段階で提起をして、それを行政に活かしていくという手立てを考えているように思えないわけですね。だからそういう面についてどうなのかな。せっかく作るんですから、それなりの事でなければならぬと思います。公募も確かに民主的な関係で、今後あるべき姿かも分かりませんが、私は委員の構成の関係をみると、単なる一つの形を作っているという事だけれど、そこを経緯したという事での、行政の合理化を図る、理屈だけでされる事だけで終わってしまうような気がしないでもないんです。本当に期待ができるのかどうか、という事についてどうなんでしょうか。その辺はどうお考えですか。私は会議、会議という関係を持たれるんですけれども、すごく形だけのような格好で終わってしまうのではないか、本当に実効性のあるものにできるのかどうか、という事についていささか懸念を持っているんですけれどもね。それでまた、それほどの提言をして、なるほどなと言える状況があるのかどうか。という風に思うんです。それとたまたま8月に提言を受けるという事になってきますと、8月には通常、決算監査の結論が出てくる時期、そして9月に我々は審議をするという関係に重なるわけですね。そういう面について、色々考えていくと、余分な事になるのかな、という風に思いますし、今まで監査委員の報告の指摘事項が、どれほど行政で取り入れられて、実行されてきたのかなという事を考えてみると、不要を重ねる事になりはしないか。そうかと言ってこの直接行政側だけで、第三者の意見は全く別のところで議論をしてもらおう

という関係は、大阪市の新聞報道などに見られる例のように、ある意味では期待できるように思うんですけども、本当にその辺について、どうなのかなという懸念を持つんですけども。そして結局一方では人件を減らしたが一方では会議を開き、またそれについては報酬云々を払わないといけないという事になってくるし、そういう事になってくると本当の経費の節減という事になるのかどうかという事などを考えますと、どうかなという事で、確信を持ってない状況なんですけれども、そういう面はどうなんでしょうか。

町 長

確かにこういう関係等については、4月に公募をするわけですから、恐らく1月はかかってしまう、そして8月という設定をしていくという事は非常に難しいと思います。一年間議論をした中である程度まとめる方向がなった時に、やっぱり18年を一つのたたき台にして19年にその関係の形をもっていく。当分の間、町長・助役・収入役・職員の関係については今言われてますように、ある程度そういう事をして、それをどれだけ達成できていくのか、あるいはそういう事を見ていかなかったら、なかなか難しいと思うんです。ただ、もう今、合併をしないから、単独でいくからどうか、と言ってもやっぱりこれは事業としてはJR法隆寺駅の橋上化あるいは駅前アクセス、あるいは福祉総合会館の関係等についても当然出てくるわけですから、そういう関係を含んだ中で、やっぱり何年後を目途とした、そういう事の関係等も踏まえて、やっぱり一年間こういう住民会議を開いていただいたまとめを、やっぱり議会に提出いただく、そしたら我々はそれを参考にしながら、ある程度やっていくという事をしていかなかったら、何か8月に取りまとめという事はなかなか私は難しいのではないかなと。そういう事を踏まえますと一年間、来年の3月までですけれども、概ね来年2月くらいに取りまとめをいただくという事で、その中で反映できるものは反映していくという事がベターであると思っております。

委員長

概念としては理解はできるんです。具体的にという事になってくると一体どうなのかなと。ここでも非常に漠然と書いてるわけだと思うんです。ところが実質的に我々が議会でもそうなんですけれども、今後の予算編成なり、決算なりに色々携わっていく立場からしても、やっぱり費用対効果の面も重視をしなければならないと思うんです。それと合わせて経費の面を見るにしても、経常経費ですね、いわゆる事務的経費の関係、その中でも特に増えてくる状況というのはやっぱり社会福祉関係が増えるという事は間違いないと思うんです。そうすると、他のところでどう切り込みが果してできるのかどうか、という事になってくると、17年度でも示されていますように、やっぱり人件費等が極力、抑制を図っていくという事に目が向いてしまう、という事なんですよね。そうなってくると、その関係でどこでメスを入れていくべきなのか、という事についてはとりあえず早急にすべきもの、課題となるべきもの、具体的に提起をしながら、それについて努力をしていくという事にならざるを得ないと思うんですよ。投資的経費の関係については全体的に見て、いわゆる単年度計画の関係を次年度計画、年度計画をどうしていくとか、それは投資的経費、財源の運営状況を見ながら考えていかざるを得ないと思うんです。期間の関係を検討するとか、規模をどう考えるか。とりあえず18年度に活かしていくという事は分かるんですけれども、毎年監査の関係でも指摘をされているけれども、同じ事を言われているわけですよ。特に行政側の関係についての説明資料の関係が、毎年同じ文章だという事を言われていて、額だけが変わっているだけだという事を何回も指摘されて、本当にそういうものについて、何のためにこれをするのかという事を常に勉強してもらわないといけない、という事を言われていても、その事が全然改められていないという動きがあるわけですよ。そういう面などについて、本当にどう考えるのか。ある意味では抑制、抑制、という事でみんな縛りつけて人件費なども抑えていく事だけになってきているんですけれども、もう少しそこに行政職員として意欲をかりたてる事にその事が役立っているのかどうか、という事があるわけ

ですよね。今日の状況でいって、町職員の関係は、僕は一生懸命やってもらっていると思うけれども、本当に職員全体の中で不満その他の関係というのはどう吸収しているのか、あるのかないのか、という関係などについて調査をしたという、あるいはいわゆる統計の関係等の調査をして色々把握をしているとか、いろんな事について今まで聞いた事がないんですけれども、そういう事を考えながらやっぱり全体を把握していく、という事などなどについて、本当にこういうところで協議をし、あるいは対応を考えていくという事について、しかもせっかちな、8月までにさせという様な事を言って、本当にそうなるのかどうか。という事についてやっぱり疑問視するんですよ。皆さん、演説としたら立派な事言うんですよ。単独になったからしっかりやらないといけない、異論のないような文章を書いています。だけど作文ではいけないわけですよ。そういう意味でこういう問題についてどう取り組む事になるのかどうか。本当にそういう姿勢に、全体が一致結束するような形になっているのかどうか、というところでもないのではないかなという気がしないでもないんですけれども。だからその辺きちっと考えておかないと、事後報告を重ねる事になりはしないか、という事を先ほども言ってますけれども、気持ちが悪くて仕方がないんです。取り組もうとする姿勢はいいんですけれども。言いたい事があるなら言うておいて下さい。

総務部長 先ほど課長が8月という事を申し上げたところでございますけれども、委員長のおっしゃるとおり、健全化についてはずっと引き続きやっていかなければならない中で、そうした検討課題も多数出てくると思います。そうした中で、やはり一定の、検討していただいた中で8月頃に平成18年度の予算に反映すべく、そういったものについて、できるものはないか、という事の中間報告的なものをもらって、その分を委員会にも報告させていただいて、18年度の予算に反映できるものについてはそうさせていただく。以後についても引き続き、更に色々な検討課題についても検討させていただいて、都度そういった報

告で同じように常任委員会にも相談させていただきながら、検討会議に向けていくという方向でなければ、到底やはり、メニューそういったものは色々ある中で、管理するのは色々難しい面があると思いますので、基本としてはそういった方向で進んでいきたいと思います。

委員長 この委員会が設置されたら、当然委員の皆さんには今回改められるという事になっているにしても、報酬の関係というのはあるんでしょうね。

企画財政課長 この関係につきましては、来年度の予算の編成等の関りがございませぬけれども、あえてこの機関につきましては補助機関とはしておりません。という事で、いわゆる報酬でのお支払いではなくて、報償費、謝礼という形でのお支払いにしたいという風に考えております。

委員長 特にその事の是非は別にして、普通の非常勤の役員と同じような認識に立つのなら、条例改正も必要になってくるという風に思ったからちょっとお尋ねをしたんです。是非は別にしておきます。

他にございせんか。

なければ、こういう事が考えられているという事を一つご了承いただいて、また必要ならば3月議会で議論をいただく、という事にしておきたいと思いますが、よろしいですか。

(了 承)

委員長 そういう事にさせていただきます。

理事者側の提案としては検討委員会を設置して、具体的な方法を模索したいという風に考えているという事であります。

次に移ります。(4)斑鳩町土地開発公社の経営健全化についてを議題とします。報告を求めます。

企画財政
課長

昨年12月議会におきまして、土地開発公社の経営健全化につきましては、今後、更に保有地の処分を進める方策を検討していきたいと申し上げたところでございますが、土地開発公社の経営健全化に関する計画を策定いたしましたので、ご報告申し上げたいと存じます。資料12をご覧いただきたいと思います。土地開発公社の経営健全化に関する計画という事で、まず、経営健全化の策定期間でございますが、平成16年度から平成20年度までの5年間といたしております。

次に、基本方針でございますが、「総務省における土地開発公社経営健全化対策措置要領を指針といたしまして、土地開発公社の経営健全化に向けた計画策定を行うとともに、次に掲げる目標達成に向け、抜本的な経営健全化に取り組む」こととしております。

経営健全化に向けた目標といたしまして、5年以上の保有土地の簿価総額の縮減を図ることといたしております。平成20年度までに、平成15年度末に保有する土地のうち保有期間が5年以上である、町が債務保証をした土地の簿価総額を、平成15年度標準財政規模で除して得た数値を0.1以下にする」こととしております。下にもございますように、現在5年以上の保有土地の簿価総額は、17億5,212万2,000円であり、平成15年度標準財政規模は53億9,066万5,000円でございますので、これを割り算をいたしますと、0.325になります。これを目標年次の平成20年度までに、0.1以下にしようとするものでございます。これを簿価で申し上げますと、約5億3,900万円以下にしようとするものであります。

2点目としまして、民間への売却でございます。公社保有地の代替地のうち、当面代替地として処分する見込みがない土地につきましては、計画的に民間への売却を行うというものでございます。これにつきましては、公社保有地のうち都市計画道路代替用地が最も多く、簿価にいたしましても約8億6,400万円となっており、これらについて積極的に処分を行うため、一般競争入札により売却を図ってまいりたいと考えております。

次に、③の残地の再取得についてであります。残地として取得目的の用途に供さなくなった土地につきましては、町が再取得を行うという事としております。これにつきましては、国道25号線の歩道用地あるいは龍田西3丁目の都市計画道路代替用地につきましては、買戻しを行うこととしているところでございます。

その他の保有地についてでございますが、裏面の5年以上保有地の処分計画をご覧いただきたいと思っております。番号で申し上げますと、3番、史跡中宮寺跡整備事業用地でございますが、これにつきましては平成17年度におきまして、その他の史跡地と合わせ町に売却をいたします。4番目の法隆寺駅周辺整備事業用地につきましては、現在、着手しております法隆寺駅周辺整備事業に合わせまして処分するものでございます。5番目の都市計画道路事業用地につきましては、これは三室交差点の土地でございますけれども、現在国土交通省におきまして、パークウェイ事業用地としての検討いただいているところでございまして、この事業の進捗にあわせまして処分していきたいと考えております。次に、6番目の都市計画道路事業用地につきましては、安堵王寺線の事業用地でございますが、事業実施時期は未定ではございますが、この事業に合わせて処分したいと考えているところでございます。最後の12番目及び13番目につきましては、道路新設改良事業用地でございますが、これも事業実施時期は現在未定ではあります。事業に合わせて処分していきたいと考えております。

次に、保有地の暫定利用ということでございまして、これまで保有地のうち、当面処分予定のない土地につきましては、地域住民の皆さんに広場等として利用いただきまして、その有効活用を図ってきたところでございますけれども、今後、駐車場等の貸付などの暫定利用につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

次に、設立出資団体による財政支援措置についてご説明させていただきます。1つ目として、土地開発基金の活用でございます。現在は、法隆寺駅駐輪場用地等を基金で保有しているところでございますが、これらにつきましては駅整備事業と合わせ、一般会計で取得をいた

しましたら、その後の活用を図ってまいりたいと考えております。2点目としまして、損失補てん措置でございます。12月議会におきまして、都市計画道路代替地の処分に際し、損失補てんをお願いしたところでございますが、今後も、売却等により生じました損失につきまして、同様に、一般財源により補てん措置を講じていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町土地開発公社経営健全化に関する計画のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらお受けしてまいりたいと思います。

小野委員 今こういう計画という事で、開発公社の方で色々文書化していただいて、計画を練っていただいておりますが、全く分からないですね、どういう具合にして進めていくのか。と言いますのは、今なぜこういう事をしなくてはいけないという事の基本的な考え方が、理解できていないのかなと、まず申し上げておきます。その上で、民間への売却という事で、計画的に民間への売却を行うものとする、という事で、これはよろしいんですが、その中で一般競争入札を取り入れる、それもよろしいんですが、一般競争入札をやった時にどれだけの予定価格というんですか、それらで考えておられているのか、今その土地の値段というのは年々下がってきているし、また、こんな事を言ったら大変失礼なんですけど、私も議会にしながら、報告を一回ずつ受けていて事業用地、代替用地として取得されている事には一応了承してきているという事で申し訳ないんですが、今の5年以上の保有地で民間へ売却予定、ほとんど都市計画道路の代替用地ですね。それらが、果して今の簿価で、簿価の何割で入札が落札されるのかものすごく疑問なんです。その中で損失補てん措置という事で最後にこれを押さえしておられるんですけども、こういう事で、経営健全化につ

いてという事での分析をされているのかなという事がものすごく疑問なんです。もっと色々シビアに考えて色々考えてもらわなければ、やはり皆さんの税金を使って補てんをしていっているという感覚がまずないように思うんですが、その点についてどのようにやっていこうとされているのか、ちょっと意見を言ってもらいたいと思います。

企画財政
課長

簿価の方からご説明をさせていただきたいと思うんですけども、一般競争入札の予定価格についてのご質問でございますけれども、いわゆる一般競争入札、競売にかけるとなりますとやはり時価が目安になろうかと思っております。ただ、そういった中で予定価格ですね、これは競売にかけますと、売却ですので、加減になろうかと思うんですけども、その設定につきましてもこれからは十分に検討していきたい。現在も県におきまして競争入札を実施しております。そういった所でもお聞きをしまして研究をしていきたいという風に考えております。

この基本的な経営健全化の問題でございますけれども、確かにこれまでも反省という事に立ったものでは、ある意味ではございません。ただ、今現在の公社の経営の健全化というのは、必ずしていかなければならないというところでございまして、そういった事から今回民間への売却という事でやっていきたいという事でございます。非常に苦しい状況の中での判断という事でご理解をいただきたいと思っております。

小野委員

あんまり言っても仕方ない。確かに課長がそういう、経営は完全に悪化してどうにもならない状態になってますから、それは分かってますけれども、やはりそれをいくぶんかでも傷を少なくしてやっていくという考え方だったら、こういう計画では甘いのではないかな。例えば5年以上保有地の簿価を示していただけてますけれども、この中で取得した時の土地代というのはいくらだったのか。そんなん、教えてもらわなくてもだいたい分かってますからよろしいですよ。だからそ

れらを聞く事はできないですけれども、その時に取得した時は、その時の公示価格なり、ちゃんとした価格、それは正当な価格だと思います。土地代というのは下がっているという事。そしたら今民間へ入札して売却します、それは土地が上がってる時の話なんですよ。だから、それらについても早く、例えばバイパス用地に4億いくらの欠損を出しながら、やはり買い取ってもらおうという、私も賛成しました。議会の中では、それは、と言われた議員さんも確かにおられましたけれどもね。あの時点でもあの土地が一年間遅れる毎に2千万ほどの金利がかかっていたんですね。だからもう一年でも早くそれは町長の決断で、その方がいいだろうという事でね。だからこれらについても、今、処分方針は決まってる。それから処分の予定年度が20年度よりまだ向こうにもっていつてる土地もある。そこに私は経営に対する、健全化に対する危機感というものをもちじゃないのかな、という事を指摘しておきたい。やはり、土地が上がるということは、もう神話でしかないのだから、早く、一日でも早くそういうものに対しては、処分を予定された方がいいのではないかなという事だけ申し添えておきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

私からちょっとお聞きしたいんですけれども、5年以上保有地の関係のところでお聞きしたいと思います。ここで、処分予定年度、17年度と書いている、1～3まであるわけなんですけれども、1は民間は売却するという事ですからどうかなと思うんですけど、2、3というのは、まだ新年度の予算書をもらっていませんから分かりませんが、当然2、3の関係あるいは1の関係などについては予算措置がされているんでしょうか、という事が一つ。それから後の関係で、民間への売却というのは、色々相手がある事ですから、想定よりいくのかどうかは、別ですけれども、ここの関係で6の都市計画道路用地、更には12、13の町の取得の関係で書いてますね。町が取得するという事。これは、20年以降になっているんですけれども、この事は資

金投資の関係を勘案して、この年度には取得金額を生み出すという予算措置を講じる、という関係が、見込みを立てられて、この20年という事になっているのか、あるいはそれ以降になるのか、これは20年、必ずしも20年にしていません。以降という関係だと思えますけれども、この辺を資金計画との面でどう位置付けているのかという事です。そういう事をお聞きしたい。それで随分減ってくると思うんです。我々が注目しているのは9、10の関係ですね。この関係などについて、9の関係は一部売却と書いてますけれども、何回か処置して残ってきているわけです。これも非常に近隣の関係からして、非常に大きい。早く処置をしないといけない。早く処置をしたとして見ても、大方の関係でただならぬ町持ち出しという事を覚悟しなければならぬという関係のものがあるわけですね。この年などについて、本当に17年、18年、9、10という関係を資金計画の面から見てでもやりくりしていくんだと。積極的に対応しようという事だけ受け止めていいのかどうかだけちょっとお聞きをしておきたいと思うんです。そうでないと、この集計額というのは今日まで何回か出てるんですけども、色々絵に書いた餅のようになってしまっているという事がありますので、これを提供されるについて、一つの決意と言いますか見通しと言いますか、そういう面についてお聞かせいただいておりますか。

企画財政
課長

まず一点目の、2、3の平成17年度処分予定の分でございますけれども、17年度予算におきまして、予算措置をしたところでございます。それから、6、12、13の関係でございますけれども、これでは地元あるいは都市計画道路安堵王寺線の用地でございます。これらにつきましては、処分目的がございますので、できるだけこれらに沿った形での処分をしていきたいという事でございます。ただ、その実施時期が現在のところ未定でございます。平成20年度以降になるのではないかという事で、こういった形にさせていただいております。それから、持ち出しの覚悟という事でございますけれども、ここ

で民間への売却を予定しております関係でだいたい損失補てんというものは、平成15年度の相続税の路線価で計算いたしました地価で申し上げますと約3億6千万円程度。という事は逆にそれ以上になるのではないかという風には思っているところでございます。ただ、現下の財政状況が大変厳しい状況の中で、できるだけ早急に手立てを講じなければならないというところでございますけれども、そういった状況の中でできるだけ今年度に分割をいたしまして、そういった処分をしてみたいと思っております。

委員長

この関係について質問ございませんか。

この内容を了承したという受取り方は具合が悪いんですよね、これは。こういう関係を示しながら積極的に公社の土地の塩漬け問題の解消に努めていきたいという事を示された、という事で良心的に見ればそういう事で受け止めておくという事になろうと思います。そして、一応目途がついているというのは、5年以上保有地の関係では2、3の関係はもう当年度、17年度予算で措置をしている。だからあとの関係、ここに書いているような年度で予算措置ができるように最大の努力をしていくという事を期待するという事で委員会としては締めくくりとしておかざるを得ないと思うんですが、どうでしょうか。そうしか仕方ないでしょう、今のところ。だから、一応内容提示を受けたという事で終っておきたいと思いますが、よろしいですか。

西谷委員

実際、5年以上保有地、民間へ売却という事で処分方針書いてますけれども、この中で、簿価だけなので、できたら次の委員会まで結構ですので、取得年月日と位置ですね、提示していただけたらこの資料を見る時もう少し分かりやすいし、そうなってくると実際には詰めていったら、民間へ売却という事になったら当初の代替用地というものの考え方がおかしかったのかなという事になりますので、是非資料だけは次の委員会までに提示していただけたらと思います。

委員長 　では、今まで何回か出てますからすぐ出せるという風に思いますけれども、一度配慮してみてください。

　それでは具体的資料の提示の要望もございましたけれども、それも合わせて次回さらに協議をしていくという事にしたいと思います。そういう事でこれを終わっておきます。

委員長 　次に（５）斑鳩町児童生徒就学援助要綱についてを議題とし、報告を受けます。

教委総務 　それでは各課報告事項（５）斑鳩町児童生徒就学援助要綱について
課長 　ご説明させていただきたいと思います。資料１３をご覧いただきたい
　　と思います。要綱３枚目の要旨をもちましてご説明とさせていただき
　　たいと考えております。

（ 要旨朗読 ）

教委総務 　以上でございます。

課長

委員長 　説明が終わりました。質疑、ご意見があればお受けします。

委員長 　ございませんか。

　では、これも１７年度の一般会計予算ともかかわる問題である事から、今言われている関係については、予算書の関係については必要経費の計上は見込まれているという風に理解していいわけですね。

　はい、そしたら特に問題にしました中学校の教職員の関係については、補助金の関係が先送りになりましたから、この関係ができなくなるんですけれども、これで、従来補助対象にしていたもので、今回１５年度これらの処置はしているけれども、他に処置をしていたもので打ち切ったものは何かあるんでしょうか。

企画財政課長 委員長 そのような、打ち切り措置をしたものはございません。

委員長 児童派遣旅費なんかの関係は打ち切っているでしょう。小学校、中学校共に。該当者がいないという事なんですか、それともどうなんですか。

教委総務課長 従来の特例活動の援助、交付金という事で、別にそれと児童における派遣旅費、2本立てでございましたけれども、17年度から一本化という形、交付金という形でさせていただくという事で予定しております。

委員長 それは何の交付金ですか。

教委総務課長 特別活動推進交付金という形です。

教育長 今、委員長おっしゃっていただいております、派遣旅費という事でございます。それとはこれは全然違いまして、今まで出しておりました特別活動、例えば運動会とか文化祭とか、そうしたものに対しましての補助をいたしておりました。そしてもう一つは特に中学校が多いんですが、クラブ活動、スポーツ活動、大会への参加費用、生駒郡大会、県大会、近畿大会当へ参加いたします旅費、2本立てで組んでおりましたものを、今回そうした特別活動と大会に参加いたします旅費の助成と、2つを1つにいたしまして、特別活動の費用に組替えをさせていただいて、17年度の予算に計上させていただいております。そうした点で金額的には従来と変わりはありません。あるいは算出根拠についても、変わっておりませんのでよろしくご理解いただきたいと思っております。

委員長 分かりました。いずれにしても17年度の予算書なり、それに付属する書類を見ないときちっとした事が言えませぬので、推測でも

のを申しあげている訳ですが、分かりました。

他にございませんか。

(質疑なし)

委員長

この関係につきましても、この要綱で定めていることについては、それを前提として17年度予算の中にも配慮をしているという風に理解をしてもらっていいという事でございますので、そのようにご協力をいただきたいと思えます。

各課報告事項については、予定をいたしております事項については終わりますが、他に何か理事者側からございますか。

(な し)

委員長

報告事項としてはございませんか。

それでは理事者側の各課報告事項についてはこれで終わりたいと思えます。

それでは4. その他の事項に入りたいと思えますがその他の事項で何か理事者側からございませんか。

(な し)

委員長

ございませんか。

それでは委員の皆さんから何かございましたらお受けしたいと思いますますが、いかがでしょうか。

(な し)

委員長

他にございませんか。

よろしいですか。

それでは、ないようですので、これをもって本日の総務常任委員会を終わりたいと思いますが、終わりにあたりまして町長からご挨拶をいただきます。

(町長挨拶)

委員長 それでは、閉会するにあたって、3月議会の予算審査特別委員会が設置されるという風に理解をしているんですけども、総務常任委員会からは西谷委員、小野委員、森河委員の3名が特別委員会に参加をするという事を委員会としてご了承いただいておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 よろしいですね。

それでは本日の会議録の処理等につきましては例によりまして委員長、副委員長にご一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それではこれをもって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前11時23分 閉会)